

大野市文化会館使用心得

1. 使用開始前に使用許可書を係員に提示してください。
2. 使用者は次の事項を守ってください。
 - (1) 収容人員は、使用部分に収容できる所定の人員の範囲内とすること。

ホール客席数	627名	うぐいすの間	48名
鳳凰の間	150名	鶴・亀の間	各12名
名水の間	48名	楽屋	各20名
 - (2) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
 - (3) 使用責任者は、火災・盗難の予防に細心の注意を払いとともに、所定の場所以外で火気を使用したり、他にさせないこと。
 - (4) 扉・壁・柱等に貼紙をしたり、釘類又は画鋸を打たないこと。
 - (5) 許可受けた設備以外のものを使用しないこと。
 - (6) 飲食をしようとする場合は、必ず係員に申し出て、定められた場所以外では飲食をしないこと。（ホール客席での飲食はできません。）
 - (7) 管理上支障をきたすような行為をしないこと。
 - (8) 入場者の取締については、十分な措置を講じること。
 - (9) 係員が管理上必要があつて立入を求めたときは、拒まないこと。
 - (10) 会館の使用が終わったときは、整理整頓の後係員の点検を受けること。
 - (11) 使用の際に出たゴミ等は持ち帰ること。
 - (12) その他係員の指示に従うこと。
3. 次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更して使用を停止し、又は、使用の許可を取り消すことがある。
 - (1) 使用の目的を変更したとき。
 - (2) 2にかかげる事項を守らないとき。
 - (3) 使用の権利を譲渡したり転貸したとき。
 - (4) 許可を受けないで会館の備付け器具以外の器具を使用したとき、又は、特別の設備を施したとき。
4. 3の措置によって使用者が損害を受けても、市は保証の責任を負わない、
5. 使用者は、会館の使用終わったとき又は使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されるときは、ただちに設備を現状に復すこと。
6. 使用者は、建物又は付属設備を汚損、損傷又は滅失したときは、市長は相当と認める額の損害を補償すること。